

令和5年富山県いじめ再調査委員会 会議録

- 1 日 時 令和6年2月7日(水) 10時00分～11時30分
- 2 場 所 富山県民会館7階707号室
- 3 出席者 委員5名 伊藤智樹(富山大学教授) 嶋野珠生(公認心理師)
村上 満(社会福祉士) 森 昭憲(精神科医)
山本 妙(弁護士)
事務局 南里明日香(経営管理部長)
新井啓之(県教育委員会小中学校課主幹) ほか3名

4 会議次第

- (1) 南里経営管理部長挨拶
- (2) 議事録署名人の選出について
- (3) 今回の会議の公開について
- (4) 説明事項
 - ・富山県におけるいじめの認知状況及び対策等について
 - ・他県における再調査等の状況について
- (5) 意見交換
- (6) その他

5 議事の経過及び結果

- (1) 開会にあたり、事務局から委員総数5名、全員の出席により定足数に達しており、富山県規則第49号富山県いじめ再調査委員会規則(以下「委員会規則」という。)第5条2項の規定により、本委員会が有効に成立したことが報告された。
- (2) 南里部長より挨拶があった。
- (3) 事務局より各委員の紹介があった。
- (4) 事務局より委員会規則第5条1項により委員長が会議の議長となる説明があり、委員長の伊藤委員が議長となった。

(5) 議事録署名人について、議長から村上委員、森委員の指名があった。

(6) 議長より、富山県いじめ再調査委員会運営要綱第6条の規定に該当する個人情報に係る内容が、今回の協議事項にないため議長は会議を公開することを提案し、全員異議なく承認。本会議は公開されることとなった。

(7) 説明事項について、資料1～6により事務局から説明があった。質疑応答等については、事務局からの説明事項を全て終了後、一括して行うこととなった。

【伊藤委員長】 それでは、説明事項に基づき、質問、意見を伺いたい。

【森委員】 いじめのない学校が良いと誰もが思っており、SOSの出し方教育自体は非常に良い取り組みだと思う。この取り組みでは、いじめを受けている本人だけでなく他の存在に向けての教育が欠かせないだろう。いじめは、被害者・加害者だけではなく、観衆と傍観者をあわせた4者から構成されると言われている。観衆は、いじめをはやし立てて推進させる存在であり、傍観者は何とかしなくてはと思うものの報復等を恐れて行動に移せない。加害者や観衆の中にもいじめを終わらせたいが異を唱えたら自身がいじめの標的になるのではないかと怖がり、何も動けない場合もある。いじめが行われている時に、被害者だけでなく、傍観者、しいては観衆や加害者自身が告白しても良いと思える環境を大人が提供できている事が大切と考える。つまり、SOSの出し方のスキルやテクニック以前に、SOSを出しても良いかなと思える大人が子ども達の身近にいる事が非常に重要である。被害者はいじめを受けていることをなかなか言えないので、資料2の方策1にあるように、普段からの良好な人間関係を築き、気軽に相談できることが大事になってくる。残念ながら、来院される中でいじめの被害者の方や傍観者となっている方からは、周りに相談してもいいと思う友人や先生がおらず何も言えなかったと話すことが少なくない。未然防止を進める上でも、子ども達がSOSを出しやすい学校づくりが大事だと思う。また、いじめの被害者への対策は当然であるが、加害者についても虐待を受けていたり、学校の環境を非常に苦しいと感じているかもしれないという思いを持って対策を立てて頂きたい。

【山本委員】 資料1に全国の重大事態については記載されているが、県の重大事態の件数についてはどうなのか。

【事務局】 令和4年度は、文部科学省の公表によると小中高特別支援あわせて11件となっている。

【村上委員】 資料2の方策4に24時間いじめ相談電話等の周知とあるが、実際に24時間子供SOSダイヤル等はどれほど利用されているのか。

【事務局】 24時間いじめ相談電話は総合教育センターの相談部で集約しているが、いじめ24時間相談電話に加えて、県内2つの教育事務所にも相談電話がある。総合教育センター相談部でも相談を受け付けており、年間約4000件の相談がある。中身はいじめに限らず、人間関係や家族関係についても相談を受けている。

【嶋野委員】 資料1で、いじめの認知件数は増えたが、早期発見されたため対応も早かった、また、学校行事等の再開で接点が増えたと説明があった。事案発生校で、フローチャートを活用したことで防げたということだが、活用している具体的な学校数や、活用により防げた事案等がわかる資料が必要だと思う。県教委でデータがあれば教えていただきたい。また、SOSの出し方教育のような心理教育について、各学校での実施状況のデータを集約しているのであればお聞きしたい。

【事務局】 フローチャートの活用は高校で4件ほど把握している。小中学校のデータは集約していない。各学校でどのような使い方をしているかということに関しては、エビデンスを取る必要がある。フローチャートに関して、各学校から使いやすくするための修正点や意見等を聞いているので、より良いものにしていきたい。

SOSの出し方教育に関しては、今年度、教育委員会から「SOSの見つけ方・受け止め方事例集」を作成し、各学校に配布した。SOSの出し方教育は、県や各市町村からも、必ず行うよう学校に伝えている。実際の具体的な内容等に関しては、把握していない。

【嶋野委員】 SOSの出し方教育について、心理師協会の会員で、学校で活動している

スクールカウンセラーから、実際に全校生徒に活用したと聞いているが、学校によって差が大きいとも聞く。各学校次第となると校長判断となり、カウンセラーから進言してもなかなか活用希望が通らないことが考えられる。この教育を推進していくのであれば、心理の専門職も活用していただきながら、先生方と一緒に、こうした教育を受けられるような教育環境を作り、特に小中学校の段階から受けられるよう、これまで以上に管理職への理解を浸透させていただきたい。

資料6の提言に、自殺予防のための取組にSOS出し方教育の記載があり、教員や保護者への研修についての記載もある。管理職が学校全体で取り組んでいけるよう、より強化していただきたい。

また、青森県の事案では、いじめは部分的にはあったがこれだけが直接自殺と関連したわけではないという結論に至っており、自殺の要因の中には失恋後の友人とのやり取りの中で、本人の希死念慮にうんざりした友人からかけられた言葉が挙げられている。自殺予防のゲートキーパー教育には、相談を受けた際は頼れる大人に相談する、あるいは相談を受けた方が自分で対応は無理だと思ったときは自分一人で抱え込まず周りに相談をするといった内容の教育が入っており、その点も子供たちに教えていくことが必要だと思う。

【山本委員】 今回の青森県の概要版資料が、本県で再調査をする際には、大変参考になると思った。委員長から出された用紙にある、昨年度事例の因果関係の部分が、今回の事例でも大きな問題になっていると認識している。具体的には資料6にいじめの有無の判断があるが、判断の中には、その事実があったのかなかったのか、いじめと判断したのかしなかったのか書かれているが、この判断について個人的には疑問に思っている。いじめのみが直接的に自殺の原因であったとは認められないというところが因果関係の部分になっているが、いじめと自殺の原因について、交際相手との関係があったことによって、いじめと自殺の関係が大変弱まってしまったと受けとめている。因果関係の考え方一つで、変わってくるのだらうと思っており、因果関係の捉え方について何らかの整理をしておき、実際に再調査をする場合には大事なポイントになると思うので、準備をしておくべきだと思う。

【伊藤委員長】 因果関係に対するスタンスは大変難しいと思っている。昨年度の三重県の事例と今回の青森県の事例では、いずれも生徒が自死しており、重大事態で再調査す

る事例として高い確率で自死のケースがあると想像している。その場合、突然亡くなってしまったのであれば、亡くなる前に起こった事が、見ようによっては全部関係があったようにも、関係がなかったとも見えてしまう。その中で因果関係を知りたいという遺族の思いから、要望項目の中にも入ってくるので、何らかの調査を行って報告書をまとめる際には悩むのではないかと思っている。

2つのステップに分けると、事実としてあったかどうかということを検討していくステップと、それが果たして自死と関係があったかどうかを推論していくステップがあると思う。事実認定の判断基準については資料6-2にあるので、実際に再調査を行うときは、これを参考にして判断していくことになるだろう。

その上で、因果関係があったかどうかということについて、昨年度の三重県の場合、認定された行為の一つ一つに、いじめ行為の認定と因果関係の認定について記載している。因果関係は全体のプロセスや流れを見て判断すべきものになるため、報告書の構成や書き方については青森県の報告書を参考にするのが良いと考える。

もう一つは苦痛の定義についてだが、本人はすでに亡くなってしまっているため、苦痛があったかどうかは本人には確かめられない。そのため苦痛があったかどうかで判断していると言いながら、実は苦痛を起こさせるだけの行為であったかどうかという判断が働いていることがポイントになると考える。そうであれば、どのような行為が重大な苦痛を及ぼすのかを明確にして、苦痛の所在を推測していく方がより判断が論理的になる。

苦痛を与える行為の性質として妥当かどうかについて、現時点で2点整理しており、1点目は一定期間にわたる対個人攻撃。これは、身体的なもの、誹謗中傷、侮辱、陰のある言い方によって相手に外傷を負わせる等々を含んでいる。また、その人自身にとどまらずその人が所有する重要なものに対する攻撃も含めている。ポイントは一度きりではなく、複数の行為が一定期間にわたって特定の人物に向けられている事が重要。1回争って終わりではなく、特定の人物に対して一定の継続性、反復性が認められるプロセスが重要になる。行為の主は1対1である必要はなく、複数人が1人の人に向けているケースの方が多いと考えられる。

2点目は排除。これはクラスや部活動、友人集団に対して、本来的にメンバーシップを持つ人であれば当然アクセスできる支援や場にアクセスできなくさせることと定義できる。例えば昨年度の報告書の例で言えば、LINEグループからの追放があり、これも排除の一種と捉えてはどうかと考えている。一定の個人にある程度の反復性や継続性を持って行

われており、亡くなった生徒も自分のグループから相手を外したりしていたとあるが、それはあくまでも単発的なものであり、その生徒に向けられた行為のように一定の反復性継続性があるわけではないため、その生徒が逆にいじめっ子ではないかというような論理を防ぐことはできると思う。

以上が、再調査の事案に対する調査報告の考え方、まとめ方に対する現時点での私の考えである。

【森委員】 いじめが起こりやすい環境については、文科省が出しているいじめ対策Q & Aに記載があるので参考にさせていただきたい。他の書籍では、教室が教員の体罰や恫喝などのために抑圧的な日常となっている場合に子ども達のストレスが多くなり、いじめが起こりやすいことがデータを示して紹介している（参考書籍：「いじめを生む教室」荻上チキ著。PHP研究所）。

そのような状況は学校に限らず、会社でのハラスメントの際にも当てはまるだろう。抑圧的な環境を学校内に作りださないことが大事であり、家庭環境においても、虐待やマルトリートメント等により子どもが抑圧されていると、ストレスを発散させる1つの手段として、いじめを引き起こしてしまう事態もあり得るため、対策が必要になる。昨年度もお伝えした加害者対策の重要性についてだが、加害者対策は現在の法律上では非常に難しい（参考書籍：「いじめ加害者にどう対応するか ～処罰と被害者優先のケア～」斎藤環、内田良 著。岩波ブックレット）。先ほど学校の管理職への理解の話が出たが、管理職が抱え込まずとも良いと思えるシステムがあると良い。いじめを報告する学校がいじめ事案の報告自体をペナルティに感じていることや報告しづらい空気感を、報告される側、つまり教育委員会や県から減らす対策が必要である。県の方から各学校向けにいじめの報告や初期対応を積極的に推進するよう促すことで、早期発見や早期対応につながり自死につながるような事案が減っていくと考える。再調査について、先ほどの委員長の話にあった、被害者に苦痛があったかどうかの判断については、その当時の生徒10人が仮に行為を受けたとして8人以上が苦痛と答えたらその行為には苦痛があったと判断しても良いと思う。子ども達の行為を大人が如何に判断するかについては難しいが、世間一般での常識的判断の是非について、以前ある弁護士から10人中7～8人が是であれば是と判断してもいいと聞く。LINEグループから外される行為について、LINEグループの重要性が低い場合ならばグループから外されることを苦痛に感じなくても不思議ではないと思われるが、

高校生にとってそのLINEグループが生きる上での重要なファクターだとしたら、外されることは苦痛となる。よって、LINEグループ自体の重要性や生活環境の中で当事者が苦痛を感じるかについては、高校生の心情の一般的な論点に照らし合わせて、多数が苦痛と感ずるかどうかが判断基準になると思う。

今回の青森県の件に関しては、出せる情報が限られているからかもしれないが、いじめの事実認定を見ると、主に1月にあった行為ばかりで、1月以前の2年生のクラス関係の状況が把握できない。どのようなクラスで、どのような関係性の中で被害者が学校で過ごしていたのか見えないため、いじめの有無については何とも言えないように思う。また、事実認定の際に証拠が出てこなければ認定の有無すらもできないということもあり得る。いじめの調査委員会は警察ではないため、証拠を全部掴むことができない際には非常に限界を感じるだろう。警察に携帯が没収されていると、警察から提供してもらえないという話も聞く。情報が不十分のままでの判断になることが委員会では十分にあり得ることは伝えておきたい。

【伊藤委員長】 青森県の件の第三者委員会は、おそらく再調査が行われる前の、遺族が不服を申し立てた内容に則って行われた調査であるが、十分調査されていないという判断があったことや、さらに調査に時間がかかっていること、第三者委員会の人選に問題があると報告書でほのめかされていると感ずる。再調査委員会は、中立的な推論のできる人で構成していく必要がある。調査に関しては、いじめの判断になり得る行為の情報が遺族からもたらされ、それについて聞き取りを行うことになると思うが、そのプロセスで、人によって言うことが食い違っている、あるいは十分な情報を思い出してもらえない等、曖昧なところが出てくる可能性があり、非常に難しいものになると思う。

LINEグループに関しては、LINEグループのメンバーや性質、重要性を聞き取りの項目の中に入れていくことになるだろう。

【嶋野委員】 委員長に、苦痛と因果関係について資料で整理してもらった。因果関係自体をどう判断するかは本当に難しいと思うが、いじめの有無については青森県の報告書の形式にあるように、最終的に総合的に判断していくべきと考える。苦痛を感ずるということについて、特にいじめが長期化した場合、被害者が乖離を起こしている可能性も出てくる。感情が乖離すると苦痛を感ずられなくなり、平気になってしまうということが起こ

ってくるので、行為を性質で判断することは、理にかなっていると思う。

もう1つ、発達障害の子供も外部から見ればひどいじめであっても、本人が全然感じていないということもある。しかし、感じてないけれどもある時点で、突然感じることも多いので、苦痛の定義については委員長の考えに同意する。

【村上委員】 苦痛の定義については同感である。社会福祉士の立場から、先ほど家庭の問題も出されていたが、学校管理下で行われたこと、学校管理下外で行われたこと、そこにスマートフォンを買い与えたのが保護者であるという問題等を加えると、学校の先生方は、対応に時間が使われてしまうという危惧があることを、現場のスクールソーシャルワーカーから聞いている。

その中で、線引きは難しいが、家庭教育という観点からPTAの理解を得る、あるいは何らかの形で漏れのないようにPTAと学校をしっかりと繋ぐことが、予防の観点から見れば大事になる。家庭教育抜きにこうした問題も起こらないので、子供たちのスマートフォンの使い方や、学校内での取り扱いに対する教育は非常に大事だと思っている。予防の観点をしっかり持ち、教育の現場にも落とし込んでいくことが重要である。

【伊藤委員長】 三重県の報告書でも、青森県の報告書でも、再発防止に向けての提言がまとめられており、おそらく再調査に上がる事案にはスマートフォンは絡んでくる。青森県の報告書では携帯端末使用のルールづくりの重要性、ネットいじめの危険性への対応といった形で触れられており、事案を見ながら、我々の見解で提言したいことを書くことになるだろう。

【山本委員】 委員長と嶋野委員に確認したい。青森県の因果関係の部分と事実の有無・いじめ該当性のところ、執行の順番では事実の認定、その事実があったとしていじめに該当するかどうか、その次に結果が生じていていじめに該当する行為との間の因果関係があるかどうかという、この3点が問題になると思うが、因果関係の考え方の枠組みについては、青森県のものが適当であるということによかったか。

【伊藤委員長・嶋野委員】 そのとおり。

【山本委員】 委員長が出した資料について、心身の苦痛において本人になりかわれない中で、客観的にどの人の立場で見るべきかについては森委員の話にもあったが、個人的には、客観的に子供の立場に自分を置いたときに、子供の置かれた状況からすると苦痛を感じるかどうかという判断指標を持つこと自体について異議はないが、その子特有の苦痛というのをどのように酌み取るかという問題は残り、そこを切り捨ててしまうのはいかなものかを感じる。他の6割から8割の生徒が苦痛を感じないかもしれないけれども、その子の置かれた状況や特性、性格、考え方からすると苦痛に感じたであろうというところについて、どのように捉えるかという課題が残るのではないか。

【伊藤委員長】 本人の視点に立つということは当然のことであり、また推論のプロセスと矛盾はしないと思っている。苦痛を起こしたからいじめであるという推論の仕方に、その行為に関する判断が入っているということになる。その行為の性質に関する推論をクリアにしていくと同時に、その生徒が感じたこと、痕跡、特性といったものを同時に勘案し、判断していくことにはなるのではないかとと思っている。

【村上委員】 そこに至るまでのプロセスとして、例えばスクールカウンセラーがどう面談してきたか、スクールソーシャルワーカーによる友達との関係性がどうだったのか等においても様々なエビデンスがあるはずだが、他県の報告書からは汲み取れない。その生徒がどのように生活していた分からないことは問題だと思う。

【伊藤委員長】 そのような情報がどのような方法で集められるのかについて気になる。青森県でも多くの調査がされており、更にできることがあれば考えたほうがいいのかもわからないが、なかなか見えてこない。

【山本委員】 事実の調査の難しいところで、私の経験では、聞き取りが中心となることが多い。例えばLINEやアンケート用紙のように残っていないものについては、聞き取りが中心になってくる。聞き取りとなると、無理に話を聞き出すことは困難である。再調査委員会としても、話す人の意思や判断に頼らざるを得ないところがあり、調査の方法は難しいものになる。再調査委員会の段階では1年、2年経過している状況なので、当時はあったかもしれない証拠がどこまで残っているかについても大変難しい。有効な手段が

なかなかないことを前提にしてやっていかざるを得ないと思う。

一番有効になるのは、おそらくSNSの記録・データであり、残っているものが中心になると思う。その記録やデータを保管してもらえるようにしておきたいところだが、調査前をお願いすることもなかなか難しい。

【伊藤委員長】 調査対象は、家族や当時のクラスメイト・生徒・学校関係者だろう。調査の方法や新たに含める質問項目などのアイデアがあれば、入れることは可能であり、調査に限度があるのは承知だが、その上でできるだけのことをやっていく。

【森委員】 いじめの初期対応は大事であるものの、資料3のフローチャートについて、対応が各学校でかなり差があると言う話や、学校の先生方からはグッドケースが欲しいという話をよく聞く。いじめ対策の好事例が具体的に分かれば、先生方は多忙の中でも対応を進めやすくなるだろう。グッドケースを学校間で共有し、ブラッシュアップしていただきたい。

【伊藤委員長】 時間も迫ってきたため、本日はこれで議事を終了させていただく。

(8) 事務局より、本日の会議では個別事案についての審議はなかったが、いじめの重大事態が発生し再調査となれば、各委員に開催案内を出す旨の連絡があり、令和5年度富山県いじめ再調査委員会は終了した。